

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	令和6年度離島港湾における港湾荷役機能の向上に関する技術検討業務
業務概要	本業務は、鹿児島県内の南西諸島における港の利用状況や気象海象条件の現状・課題を踏まえて、離島港湾の特性に配慮した港湾荷役機能の向上に関する技術について検討するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 西之表港湾事務所長 細見 暁彦 鹿児島県西之表市西之表16314-6
契約年月日	令和6年9月24日
契約業者名	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
契約業者の住所	神奈川県横須賀市長瀬3-1-1
契約金額	29,984,900円(税込)
予定価格	29,984,900円(税込)
随意契約によることとした理由	<p>本業務を精度良く適切に遂行するためには、①離島港湾における波、風、地形等の気象・海象条件の特性に精通していること。②それらの条件が港湾荷役に及ぼす影響について精通していること。③港湾荷役機能の評価に用いる港内の気象・海象条件の把握・算定や係留船舶の動揺解析、及びこれらを踏まえた機能向上策の提案に至るまで、高度な専門性や総合的に実施できる技術・知見を有していることが必要となる。</p> <p>国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所は、港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的として、独立行政法人通則法及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法に則って設立された機関である。</p> <p>同研究所は、港湾における構造物の設計やその特性に対する実験、数値解析の知見を有しているとともに、離島を含む港湾における気象・海象条件の把握・算定技術や係留船舶の動揺解析技術、及び港湾荷役機能の評価実績を保有しており、港湾機能向上策の提案に必要な高度な専門性と総合的な技術・知見を有している。</p> <p>以上のことから、本業務を履行するために必要な全ての要件を具備している機関として、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所を特定公益法人等として特定したうえで、「参加者の有無を確認する公募手続き」に基づき、特定公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続きを行ったところ、他者からは本業務への参加意思を表明する書類が提出されなかったことから、同法人が本業務を履行できる唯一の機関と判断した。</p> <p>よって、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約するものである。</p>
業務場所	—
業種区分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和6年9月24日
履行期間(至)	令和7年3月25日
備考	